

徳島県告示第四百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 T B T C名古屋構造センター

愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号

変更後 閉所

三 変更する日

令和三年六月一日